



鳥取県公報

平成12年 7月25日(火)

第 7 2 0 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（経営流通課）…………… 1
	家畜伝染病の発生（畜産課）…………… 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集（総務課）…………… 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（防災危機管理室）…………… 3
	公募型指名競争入札の実施（4件）（管理課）…………… 5
	一般競争入札の実施（2件）（会計課）…………… 14
◇ 正 誤	平成12年 7月18日付鳥取県告示第450号中訂正…………… 18

告 示

鳥取県告示第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、縦覧に供する。

平成12年 7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープトスク吉成店
鳥取市吉成779-1
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 午後8時
変更後 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時から午後8時まで
変更後 午前9時から午後10時まで
- 3 変更年月日
平成12年 7月14日
- 4 届出年月日
平成12年 7月13日
- 5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成12年 7月25日から 4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営流通課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第457号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年 7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡大山町赤松字川端1970-1	平成12年 7月18日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第14号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年 7月25日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

1 日時 平成12年 7月28日（金）午前10時40分

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達する役務の内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県環境放射線モニタリングシステム整備業務 一式

(2) 調達する役務の概要

放射線等計測施設及び放射線計測器等を備えた車両により測定した空間放射量、気象等のデータを、中央監視装置において収集、解析し、監視用端末に送信するほか、次のアからエまでに掲げる機能を主として有するシステムの整備業務

ア インターネットによりデータを公開する機能

イ 測定機器等の異常や観測されたデータの異常を警報し、その情報を携帯電話へ通報する機能

ウ 各種データを携帯端末により確認できる機能

エ 関係隣接県等とのデータ転送及び受信機能

(3) 仕様

入札説明書による。

(4) 履行期限

契約日の翌日から平成13年3月20日（火）まで

(5) 履行の場所

倉吉市八屋307-4 他5か所

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の（1）から（7）までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスのA等級に格付けされている者であること。

(4) 平成12年7月25日（火）から同年9月4日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 元請又は共同企業体の構成員として、過去10年間に、環境放射線モニタリングシステム整備業務と同種の業務の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）

(6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 監理技術者にあつては、電気通信工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有すること。

イ 主任技術者にあつては、電気通信工事業について建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で

あること。

- (7) 調達する役務に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部防災危機管理室

4 入札手続

- (1) 入札に係る問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部防災危機管理室

電話 0857-26-7873

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

- (3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。

なお、入札書の提出場所は(1)の場所とする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成12年9月4日（月）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の提出期限については、同日午前11時30分とする。）

イ 場所 鳥取県庁第20会議室（第二庁舎3階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

- (2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に平成12年8月14日（月）午後5時までに提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断された入札者であって、鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約の締結については、議会の議決を要する。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Tottori Prefectural Environmental Radioactivity Monitoring System Project

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00PM on 14. August, 2000

(3) Deadline for the submission of tenders : 1 : 30PM on 4. September, 2000 (Tenders submitted by mail must be received by : 11 : 30AM on 4. September, 2000)

(4) Contact address and number : Disaster Prevention and Management Office, Department of Life and Environment

Tottori Prefectural Government

1-271 Higashi-machi Tottori-shi

680-8570 Japan

TEL 0857-26-7873

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取県衛生環境研究所(仮称)新築工事(研究棟他・建築)

(2) 工事場所 東伯郡羽合町大字南谷

(3) 工事内容

ア 本件工事は、現在鳥取市にある衛生研究所を羽合町に移転新築する工事のうち、研究棟他に係る建築工事を特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の管理棟建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事、昇降機設備工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 研究棟 鉄筋コンクリート造3階建

建築面積 1,868.36^m2

延べ床面積 4,239.21^m2

イ 別 棟 鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 467.58^m2

延べ床面積 453.99^m2

(5) 工 期 平成12年10月から平成14年5月31日まで

(6) 予定価格 1,104,048,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県内に本店を有する者3名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建築工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
- エ 平成12年7月25日（火）から同年8月4日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更正法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数（以下「総合点数」という。）が1,040点以上であること。
- イ 平成3年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 平成3年度以降に、一棟の延べ床面積が500平方メートル以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物の建築工事に従事した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
 - (イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - (ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 総合点数が1,000点以上であること。
- イ 建築士法第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

- ア 交付期間及び時間

平成12年7月25日（火）から同年8月4日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 鳥取県衛生環境研究所（仮称）新築工事（管理棟・建築）
- (2) 工事場所 東伯郡羽合町大字南谷
- (3) 工事内容
 - ア 本件工事は、現在鳥取市にある衛生研究所を羽合町に移転新築する工事のうち管理棟に係る建築工事を行うものである。
 - イ 本件工事は、別途発注予定の研究棟他建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事、昇降機設備工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 工事の詳細
管理棟 鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積 903.99㎡

延べ床面積 1,095.62㎡

- (5) 工 期 平成12年10月から平成14年5月31日まで
(6) 予定価格 435,352,050円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
(4) 平成11年鳥取県告示第375号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
(5) 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,020点以上であること。
(6) 平成12年7月25日(火)から同年8月4日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(7) 平成12年4月1日(土)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
(9) 平成3年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。
ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
(10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
ア 平成3年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。
イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成12年7月25日(火)から同年8月4日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するもの

とする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取県衛生環境研究所（仮称）新築工事（電気設備）

(2) 工事場所 東伯郡羽合町大字南谷

(3) 工事内容

ア 本件工事は、現在鳥取市にある衛生研究所を羽合町に移転新築する工事のうち電気設備に係る工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の管理棟建築工事、研究棟他建築工事、衛生設備工事、空調設備工事、昇降機設備工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 電 灯 設 備 一般電灯設備、非常照明設備、コンセント設備

イ 動 力 設 備 一般動力設備、非常動力設備

ウ 受 変 電 設 備 配電盤形式、受電電圧3相6.6kV

エ 直 流 電 源 設 備 非常照明用、操作用

オ 自 家 発 電 設 備 防災用、保安設備用、実験機器非常用

カ 避 雷 設 備 棟上げ導体

キ 弱 電 設 備 拡声設備、時計設備、インターホン設備、テレビ共同受信設備、表示設備、ITV設備、入退室管理設備

- ク 通 信 設 備 電話設備、LAN用配管設備
- ケ 防 災 設 備 火災報知設備、誘導灯設備、ガス漏れ警報設備
- コ 中央監視設備 電力監視設備
- サ 構内配電線路 構内配電工事及び通信線路設備

(5) 工事対象建物規模

- ア 管理棟 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ床面積 1,095.62m²
- イ 研究棟 鉄筋コンクリート造3階建 延べ床面積 4,239.21m²
- ウ 別 棟 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積 453.99m²

(6) 工期 平成12年10月から平成14年5月31日まで

(7) 予定価格 503,687,100円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体は、代表者1名と、県内に本店を有する代表者以外の者2名により自主的に結成された者であること。
- イ 各構成員の出資比率が、25パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合にはいずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成11年鳥取県告示第375号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、電気工事に係るものを有すること。
- ウ 平成12年7月25日 (火) から同年8月4日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 平成12年4月1日 (土) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 代表者共通の資格

- (ア) 電気工事業について建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が500平方メートル以上の建物の電気工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。
ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (ウ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
 - a 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。
 - b 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けて

いる者であること。

- c 建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 県内に本店を有する者のみに必要な資格

入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された電気工事に係る総合点数が940点以上であること。

ウ 県外に本店を有する者のみに必要な資格

(ア) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気工事の総合評点が850点以上であること。

(イ) 県内に支店を有し、当該支店に正社員の技術職員が20名以上いること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。

イ 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者又は、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の電気工事施工管理の検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成12年7月25日（火）から同年8月4日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるところとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取県衛生環境研究所（仮称）新築工事（空調設備）
- (2) 工事場所 東伯郡羽合町大字南谷
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、現在鳥取市にある衛生研究所を羽合町に移転新築する工事のうち空調設備に係る工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の管理棟建築工事、研究棟他建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、昇降機設備工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 主 要 熱 源 空気熱源ヒートポンプチラー、地中熱利用ヒートポンプチラー

イ 地 中 熱 利 用 設 備 U字型ダブルチューブ（100mH×36ヶ所）

ウ 空 調 方 式 単一ダクト方式、ダクト併用ファンコイルユニット

エ 特 殊 フ ィ ル タ ー 活性炭フィルター、HEPAフィルター（各研究棟用）

オ 換 気 方 式 第一種、第三種

カ 自 動 制 御 設 備 熱源、空調、衛生、受変電設備等を総合的に制御、監視及び管理する中央処理装置

キ 排ガス洗浄装置 乾式スクラバー、湿式スクラバー

ク ドラフトチャンバー 給排気型、排気型

ケ 安全キャビネット HEPAフィルター組込型

コ 冷 蔵 室 設 備 プレハブパネル組立式

サ 冷 凍 室 設 備 プレハブパネル組立式

シ ウイルス系実験室 プレハブパネル組立式

ス クリーンルーム プレハブパネル組立式（クラス10,000）

セ 人 工 気 象 室 断熱パネル組立式（温湿度、照度、CO₂、紫外線、降雨等）

(5) 工事対象建物規模

ア 管理棟 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ床面積 1,095.62㎡

イ 研究棟 鉄筋コンクリート造3階建 延べ床面積 4,239.21㎡

ウ 別 棟 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積 453.99㎡

(6) 工期 平成12年10月から平成14年5月31日まで

(7) 予定価格 1,283,794,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体は、県外に本店を有する代表者1名と、県内に本店を有する代表者以外の者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、25パーセント以上であること。

ウ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、管工事に係るものを有すること。

ウ 平成12年7月25日（火）から同年8月4日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手續を行っている者を除く。）でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 管工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における管工事の総合評点が1,150点以上であること。

ウ 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積が1,500平方メートル以上の建物の管工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された管工事に係る総合点数が940点以上であること。

イ 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者又は、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の管工事施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として、専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成12年7月25日（火）から同年8月4日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
ロータリ除雪車 1台
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成12年11月30日（木）
- (4) 納入場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県鳥取土木事務所
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額

(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第49号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が産業機械器具のA等級又はB等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成12年7月25日(火)から同年9月4日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

- (1) 問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県出納局会計課用度係
電話 0857-26-7432
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で交付する。
- (3) 郵送による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成12年9月4日(月)午後1時30分(ただし、郵送による入札の受領期限は、平成12年9月4日(月)正午までとする。)
鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者の要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成12年8月21日(月)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並

びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Rotary Snow Plow

(2) August 21, 2000 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 4, 2000 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders

September 4, 2000 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220

Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

移動式放射能測定車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成13年3月16日（金）

(4) 納入場所

東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町役場

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づき競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が電気通信機器のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成12年7月25日（火）から同年9月4日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成12年9月4日（月）午後1時10分（ただし、郵送による入札の受領期限は、平成12年9月4日（月）正午までとする。）

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成12年8月15日（火）午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Automobile with Body Surface Contamination Monitor and Whole Body Counter
- (2) August 15, 2000 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) September 4, 2000 1:10 PM : Time-limit for submission of tenders
September 4, 2000 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7432

正

誤

平成12年7月18日付鳥取県告示第450号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成12年7月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁	行	誤	正
5	23	2185	字桐ノ木塔2185
〃	〃	2388の2	2188の2